

# 宇南高における熱中症特別警戒アラート発令時の対応について

熱中症警戒アラートの一段上の「熱中症特別警戒アラート」とは、広域的に過去に例のない危険な暑さ等により、熱中症救急搬送数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるようなおそれがある場合に発表されます。

## 発表基準

都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35に達すると予測される場合。

## 特別警戒アラートが発令された際の対応フロー（職員・保護者・生徒）

### 前日

- (1) 環境省記者会見（午後2時頃、アラート発令予告）
- (2) 学校にて翌日の対応を検討（校長・教頭・主幹・教務）
- (3) 検討結果を学校内で共有、一斉配信メールにより通知

### 当日

- (1) 登校時に生徒の体調を確認
- (2) 前日の検討結果を基に教育活動を実施
- (3) 下校時間帯の気温や暑さ指数を踏まえ、生徒単独の下校に関し、熱中症防止の観点から下校時間を遅らせる場合は、一斉配信メールにより通知

## 基本方針

- (1) 全ての生徒・教職員が涼しい環境で過ごすことができるよう、学校運営を行います。
- (2) 発令時は、学校内における体育の授業（屋外）や校外での活動は中止し、他の授業や別日に振り返り等の対応を取ります。また、部活動については活動を中止します。
- (3) 学校行事については、開催の有無について校長が判断します。
- (4) 夏季休暇中の校内活動は登下校の安全確保も含め全面中止とします。
- (5) 部活動における公式戦（大会）等、他の主催者の下で開催される事業に参加する際は、基本的に主催者の判断によるものとします。
- (6) 上記以外の対応については、改正気候変動適応法の趣旨（熱中症対策の強化）を踏まえ、適宜、校長が判断します。